

六月定例議会報告

日本列島に広がる!
広げよう!
戦争法案を廃案に!

民報ながとろ

2015年6月29日

24号部1支2
日本共产党長瀬町長26-75
TEL/FAX

る。
町長の答弁
①について「憲法の理念を遵守し、町政にあたる」。
②学校給食については、「小鹿野町で平成二七年四月から実施している無償化を実施しております少子化、子育て支援の観点から当町でも利用計画の経過についての三点にわたって質問しました。」
③旧雇用促進住宅跡地

田村議員が初質問
①日本国憲法を町政にどのように生かしていくのか。
②小鹿野町で平成二七年四月から実施している無償化を実施しております少子化、子育て支援の観点から当町でも利用計画の経過についての三点にわたって質問しました。

十人中八人が質問

一般質問では十名のうち八名が質問しました。その他の長瀬九条の会からや農業改革への請願、陳情も提出されました。さらに、埼玉農民団体連合会が農業改革への請願、陳情も提出されました。

長瀬町議会の六月定例議会が一六日から開かれ、戦争に参加することを可能にする法案、「いわゆる、戦争法案です。この法案の廃止を求める請願です。田村議員は紹介議員となり提出しました。これに先立って五月に臨時議会が開催されました。これに先立つて五月に臨時議会が開催され、議会の構成が決定されました。

田村議員の所属 総務教育常任委員会、議会運営委員会、皆野・長瀬上水道組合議会員

長瀬九条の会が議会に提出した請願は、今国会で大問題になっている「自衛隊が海外に出かけ、戦争に参加することを可能にする法案」、いわゆる、戦争法案です。この法案の廃止を求める請願です。田村議員は紹介議員となり提出しました。この請願は採択されました。

これにより長瀬町議会としての意見書(裏面)が政府に送付されます。

②については小鹿野町では実施しているが、長瀬町では現時点では無理と無償化に消極的な答弁。
③については若者定住政策で議員のみなさんの意見を聞いて宅地分譲にした。公園についても、「署名も頼まれたので仕方なくした」という人もいた」や公園の変更の予定も考えていない。

今後も町民に説明会などは予定していないといふ町民不在の答弁。

田村議員の感想 初質問でルールが不勉強で反省しています。町民の付託に応えられるよう頑張ります。

長瀬九条の会四名の世話人から「国際平和支援法案」「平和安

全法制整備法案」の廃案を求める請願が議会事務局に提出され、九日の議会運営委員会協議し本会議に掛けたことが決まり、議長を除く九名中七名の賛成で採択されました。

戦争反対、九条守れの国民、市民の声広がる

反対は岩田務、井上哲史議員でした。

今、全国で地方議会で開かれ、戦争法案に

対する「反対」、「慎重

審議」の意見書が採択されています。二十二

日現在、百十六議会、

埼玉県内でもさいたま

横瀬町、宮代町、鳩山

町の議会で反対、慎重

審議の意見書が可決されています。

対の声が全国に広がっています。

平和憲法を守れ、戦争反

の一点で団結し何とし

ても廃案に追い込みま

す。

の声が全国に広がっています。

生活相談は下記へ。

0494-26-7528

田村 つとむ
長瀬町大字本野上178-1



日刊●月3,497円
日曜版●月823円

読を廢案の決議する「しんぶん赤旗」は政治腐敗の温床となる政党助成金を受け取っていません。

TTPP交渉も大詰めを迎え、米国内でも消費者や市民団体から反対の動きが広がっています。また農協の機能を弱める農協改革も大問題です。

七月初旬に請願者に委員会に出席してもらい、請願や陳情の主旨を説明してもらうことも決定しました。

TPP交渉も大詰めを迎え、このほか、田村議員が紹介議員となり、埼玉農民団体連合会からTTPP交渉に関する請願、農協改革など、「農業改革」に関する陳情が提出され、九月議会にかかることが議会で決定しました。

農民連から「TTPP」農業改革」の請願・陳情

別紙

「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」の廃案を求める意見書

政府は、集団的自衛権容認を柱とした「閣議決定」を具体化するための「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」(安全保障関連法案)を5月15日、国会に提出し、今国会での成立を目指している。

しかし、提案された法案は、「平和」「安全」の名とは全く裏腹に、わが国をアメリカなどが行う海外での戦争に巻き込み、わが国を「戦争する国」につくりかえるものであり、戦争放棄をうたった憲法第9条に違反することは明白である。

法案の第一の問題は、アメリカが世界のどこであれ、戦争に乗り出した際、自衛隊が従来禁じられていた「戦闘地域」まで行って、弾薬の補給、武器の輸送などの軍事支援を行えるようになることである。

第二の問題は、国連が統括しない活動にも自衛隊が参加し、形式上「停戦合意」があるが、なお戦乱が続く地域にも自衛隊を派兵し、治安維持活動などを行い、任務遂行のために武器を使用することである。

安倍首相は、停戦合意や自衛隊の受け入れ同意を前提としたものの、アフガン報復戦争を受けて展開した国際治安支援部隊（ISAF）のような活動にも自衛隊が参加する可能性を否定していない。

第三の問題は、日本がどこからも武力攻撃をうけていないのに、集団的自衛権を発動してアメリカの戦争に参戦し、自衛隊が海外で武力を行使することである。しかも、安倍首相が国会答弁で、アメリカが先制攻撃した場合でも発動がありうると認めたことは極めて重大である。

自衛隊が発足して60年間、自衛隊は一人の戦死者も出すことはなかった。それは、憲法第9条が存在し、そのもとで「海外での武力行使はしてはならない」という憲法上の歯止めが働いていたからである。

よって、国においては、憲法を遵守し、集団的自衛権行使を盛り込んだ安全保障関連法案について、廃案にするよう強く求める。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月16日

埼玉県長瀬町議会議長 新井利朗

(提出先)

衆議院議長 大島理森様
参議院議長 山崎正昭様
内閣総理大臣 安倍晋三様
法務大臣 上川陽子様
外務大臣 岸田文雄様
防衛大臣 中谷元様
総務大臣 高市早苗様